

米企業会計改革法成立までの経緯

- ・ エンロン社が昨年 12 月に経営破綻。関連会社等を使った利益水増しの事実と、倒産前に経営者自らは自己株式等売り抜けて多額の利益を得ていた事実等から、米国において、会計・監査制度のあり方、企業統治のあり方、企業倫理のあり方等に波紋。
- ・ ブッシュ大統領は、3月7日、企業統治の強化、監査の充実等、経営者の不正行為防止のための施策を提案。
- ・ 下院においては、4月24日、投資家保護のため企業会計手法の見直し等を盛り込んだ法案（“Corporate and Auditing Accountability, Responsibility, and Transparency Act of 2002”）が可決。法案では、独立監視機関の新設、監査法人の独立性確保のための規制強化などを規定。
- ・ 6月、ワールド・コム社による粉飾決算が表面化。
- ・ ブッシュ大統領は、7月9日の演説において、不正摘発のためのタクスフォースの設置、罰則の強化、SECの拡充等、経営者の不正行為対策を表明。
- ・ 上院においても、7月15日、企業の不正取締り強化のための法案（“Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002”）が全会一致で可決。会計事務所の独立監視機関への登録の義務付けを定めるなど、ブッシュ大統領提案、4月の下院法案よりも厳しい内容。
- ・ 上院法案の可決を受け、下院においても、7月16日、禁固刑の刑期を現行の4倍の20年に引き上げ、最高25年の禁固刑の証券詐欺罪を設けるなど、不正行為の厳罰化を図った罰則強化法案が可決。
- ・ 両院の法案一本化作業は7月24日に合意に達し、上院案をベースに、下院案の罰則強化部分を盛り込んだ上で、7月25日に両院で可決。大統領の署名を経て7月30日に成立（“Sarbanes - Oxley Act of 2002”）。

米企業会計改革法 (Sarbanes-Oxley Act)

(骨 子)

(7月25日両院で可決、30日大統領署名・成立)

1 . 監査法人の独立性の確保

監査を行っている企業に対してコンサルティング業務を提供することを原則として禁止

(ただし、税務業務など一部業務については、監査委員会の事前承認を条件に認める)

会計士が同一企業の監査を5年以上行うことを禁止

当該監査法人の出身者が経営陣となっている企業の監査を行うことを1年間禁止

2 . 監査法人の監視体制強化

監査法人の監視体制強化のための機関 (PCAOB : Public Company Accounting Oversight Board) の設置

[性格]

- ・ SECの監督下に置かれる独立監視機関

[構成]

- ・ 5名の常任委員から構成 (SECが任命し、任期は5年)
うち2名は会計業界から選出

[権限等]

- ・ 公開会社の監査を行う監査法人に対する登録の義務づけ
- ・ 監査基準、倫理規則等の策定 (SECの承認)
- ・ 懲戒処分等の執行
- ・ 大手監査法人に対しては年1回、その他に対しては3年に1回の調査の実施
- ・ 資本市場における資金調達額に応じて公開会社から運営資金を徴収

3. 企業責任の強化

経営陣に対する罰則の強化

- (1) 郵便・通信詐欺罪の禁固刑の刑期を最長20年（現行5年）に引上げ
- (2) 不正関連書類破棄による捜査妨害を最長20年の禁固刑に

[参考] 我が国の現状

- ・ 証取法上の有価証券届出書の虚偽記載
懲役5年以下又は罰金500万円以下（法人は5億円以下）
 - ・ 商法上の会社財産を危うくする罪
懲役5年以下又は罰金500万円以下
- (3) 自社の開示内容の適切性に関するCEO等による証明の義務
 - ・ 開示内容が不適切であることを知りながら証明した場合
100万ドル以下の罰金又は10年以下の禁固
 - ・ 故意の場合
500万ドル以下の罰金又は20年以下の禁固
 - ・ 管理不行き届きにより財務情報の修正を行った場合
CEO及びCFOは過去12か月間に支払われたボーナス等特別報酬を返還

[参考] 我が国の現状

- ・ 取締役が重要な事項につき虚偽記載のある財務諸表を提出した場合、証取法違反等（(2)参照）の罪に問われる

不正行為を働いた企業幹部が他社の幹部に就くことについて、SECによる無条件又は条件付きでの禁止命令を可能に（現在は、SECの申立てにより裁判所が命令）

公開会社による自社幹部への融資の禁止

従業員が年金基金で保有する自社株の売買を禁止されている期間に、
自社株を売買することを経営陣に対して禁止

損害を被った投資家への補償のため、不正行為を働いた経営陣への民事制裁金をプールする基金を設立

内部告発者の保護（解雇その他の不利益を課すことを禁止）

オフ・バランス取引の四半期開示など、ディスクロージャーの強化

4. その他

SECに対し、証券アナリストの利益相反防止等に関するルールを1年以内に策定するよう要求

SECに対し、格付会社の役割等に関する調査を行うよう要求

SECの予算・人員の拡充（2003年度SEC予算7.8億ドル、新規雇用200名）

外国監査法人であっても、米国で公開している企業の監査を行っている場合には、本法を適用

米国市場における証券の発行者にも本法を適用

[参考] 「発行者」の定義

- ・ 米国法に基づき、証券を登録し若しくは報告書を提出し、又は登録届出書を提出しようとし若しくは提出した者